

の二並びに法第三十六条」を「前三条」に改める。

第四十三条第一項第一号を次のように改める。

一 各年度において賦課決定(既に賦課していた税額を変更するものを除く。)をされた個人の県民税の納税義務者の数を三千元に乗じて得た金額

第四十三条第一項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同項に次の一号を加える。

五 第三十八条の三の規定により控除されるべき額で同条の所得割の額から控除することができなかつた金額を法第三十四条の八第三項の規定により適用される同条第二項の規定によつて市町が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかつた金額に相当する金額

第四十三条第二項中「を知事に送付」を「により知事に報告」に改め、同条に次の一項を加える。

3 知事は、前項の報告があつた場合においては、その報告があつた日から三十日以内に、徴収取扱費を当該市町に交付する。

第四十三条の四を次のように改める。

(分離課税に係る所得割の税率)

第四十三条の四 分離課税に係る所得割の税率は、百分の四とする。

第五十条第一項第一号ハの表中「百分の四・四」を「百分の三・八」に、「百分の六・六」を「百分の五・五」に、「百分の八・六」を「百分の七・二」に改め、同項第二号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第三号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同条第二項第一号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第二号の表中「百分の五・六」を「百分の五」に、「百分の八・四」を「百分の七・三」に、「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同条第三項中「百分の一・五」を「百分の一・三」に改め、同条第四項第一号ハ中「百分の八・六」を「百分の七・二」に改め、同号二中「百分の十一」を「百分の九・六」に改め、同項第二号中

「百分の七・五」を「百分の六・六」に改め、同項第三号中「百分の十一」を「百分の九・六」に改める。

第五十七条の二第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合にあつては、この限りでない。

第六十四条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める場合にあつては、この限りでない。

第一百五十一条第三号イ(1)中「一般乗用車のもの」の下に「(道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)第五条第一項第三号に規定する路線定期運行の用に供するものをいう。以下自動車税について同様とする。)」を加える。

第一百五十三条第一項中「同項の」及び「(以下「免税軽油使用者証」という。)」を削る。

附則第四条の二第二項中「及び法第三十六条」を「及び第三十八条」に改め、同項第二号中「第三十八条の二及び附則第六条並びに法第三十六条」を「第三十八条、第三十八条の二、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項」に改め、同項第三号中「第三十四条の四」を「第三十四条の六」に、「及び法附則第五条第三項」を「法附則第五条第三項及び法附則第五条の四第六項」に改め、同条第三項中「及び第三十八条の二」を「前三条」に、「第三十八条の二」を「前三条」に改める。

附則第五条第一項中「附則第四条第四項第一号」を「附則第四条第一項第一号」に改め、同条第二項中「附則第四条第四項第二号」を「附則第四条第一項第二号」に、「附則第四条第四項第一号」を「附則第四条第一項第一号」に、「同条第二項」を「同条第三項」に、「その提出期限までに提出した場合(市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書とその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出した場合を含む。)」を「提出した場合」に、「附則第四条第一項」を「附則第四条第五項」に改める。

附則第五条の二第一項中「附則第四条の二第四項第一号」を「附則第四条の二第一項第一号」に改め、同条第二項中「附則第四条の二第四項第二号」を「附則第四条の二第一項第二号」に、「附則第四条の二第二項」を「附則第四条の二第三項」に、「その提

出期限までに提出した場合(市町長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該申告書とその提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに出した場合を含む。)を「提出した場合」に、「附則第四条の二第一項」を「附則第四条の二第四項」に改める。

附則第五条の三第一項中「附則第四条の二第一項」を「附則第四条の三第一項」に改める。

附則第六条第一項中「その者の」の下に「第三十七条及び第三十八条の規定を適用した場合の」を加え、同項第一号中「百分の〇・八」を「百分の一・二」に、「百分の〇・四」を「百分の〇・六」に改め、同項第二号中「百分の〇・四」を「百分の〇・六」に、「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に改め、同項第三号中「百分の〇・二」を「百分の〇・三」に、「百分の〇・一」を「百分の〇・一五」に改め、同条第二項中「及び第三十八条の二」を「前三条」に、「第三十八条の二」を「前三条」に改める。

附則第六条の二を次のように改める。

第六条の二 削除

附則第六条の二の次に次の一条を加える。

(個人の県民税の徴収取扱費の算定の基礎となる金額の特例)

第六条の二の二 平成十九年度及び平成二十年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る第四十三条第一項第一号の規定の適用については、同号中「三千円」とあるのは、「四千円」とする。

附則第六条の三の次に次の一条を加える。

(個人の県民税の住宅借入金等特別税額控除)

第六条の四 平成二十年度から平成二十八年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合(同法第四十一条第一項に規定する居住年(以下この条において「居住年」という。))が平成十一年から平成十八年までの各年である場合に限る。)において、第一号に掲げる金額と第二号に掲げる金額とのいずれか

少ない金額から第二号に掲げる金額を控除した金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。)の五分の二に相当する金額を、当該納税義務者の第三十七条及び第三十八条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

一 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第四十一条第二項若しくは第四十一条の二又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成七年法律第十一号)第十六条第一項から第三項までの規定を適用して計算した租税特別措置法第四十一条第一項に規定する住宅借入金等特別税額控除額(平成十九年以後の居住年に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合には、当該金額がなかつたものとしてこれらの規定を適用して計算した同項に規定する住宅借入金等特別税額控除額)

二 イに掲げる金額とロに掲げる金額とを合計した金額からハに掲げる金額を控除した金額

イ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第八十九条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき所得税法等の一部を改正する等の法律(平成十八年法律第十号。以下この項において「平成十八年所得税法等改正法」という。))第十四条の規定による廃止前の経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律(平成十一年法律第八号)第四条の規定により読み替えられた平成十八年所得税法等改正法第一条の規定による改正前の所得税法第二編第三章第一節の規定を適用して計算した所得税の額

ロ 当該納税義務者の前年分の租税特別措置法第二十五条第二項、第二十八条の四第一項、第三十一条第一項(同法第三十一条の二又は第三十一条の三の規定により適用される場合を含む。)、第三十二条第一項若しくは第二項、第三十七条の十第一項(同法第三十七条の十一第一項の規定により適用される場合を含む。))若しくは第四十一条の十四第一項又は租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。附則第十一条の二の九において「租税条約実施特例法」という。))第三条の二第十六項、第

十八項、第二十項、第二十二項若しくは第二十四項の規定による所得税の額の合計額

ハ 当該納税義務者の前年分の所得税に係る租税特別措置法第二十五条の規定による免除額、所得税法第九十二条の規定による控除額及び租税特別措置法第十条から第十条の七までの規定による控除額の合計額

三 当該納税義務者の前年分の所得税の額(同年分の所得税について、租税特別措置法第四十一条、第四十一条の二、第四十一条の十八若しくは第四十一条の十九の二、災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条又は所得税法第九十五条の規定の適用があつた場合には、これらの規定の適用がなかつたものとして計算した金額)

2 前項の規定の適用がある場合における第三十八条の三の規定の適用については、同条中「前三条」とあるのは、「前三条及び附則第六条の四第一項」とする。

附則第七条を次のように改める。
(個人の県民税の分離課税に係る所得割の額の特例等)

第七条 第三十四条の二第一項に規定する分離課税に係る所得割の額は、当分の間、第四十三条の三及び第四十三条の四の規定を適用して計算した金額からその十分の一に相当する金額を控除して得た金額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第四十三条の六及び第四十三条の八の規定の適用については、これらの規定中「第四十三条の四」とあるのは、「第四十三条の四並びに附則第七条第一項」とする。

附則第九条第一項第一号中「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の三」を「百分の四・八」に改め、同条第三項第三号中「第三十八条の二、第三十八条の三及び附則第六条第一項の規定」を「第三十八条から第三十八条の三まで、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項の規定の適用」に、「これら」を「第三十八条から第三十八条の三まで」に改め、「県民税の所得割の額」との下に「附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第九条第一項の規定による県民税の所得割の額」とを加え、「同項各号」を「附則第六条第

一項各号」に改め、同項第四号中「同条第一項」の下に「及び第二項第一号」を加え、「同条第二項中」を「同項中」に、「同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第九条第一項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同条第二項第二号」を「同項第二号」に改め、同項第五号を削る。

附則第十条第一項中「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「以下附則第十条の三まで」を「次条第一項及び第二項並びに附則第十条の三第一項」に、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項第三号中「第三十八条の二、第三十八条の三及び附則第六条第一項」を「第三十八条から第三十八条の三まで、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項」に、「これら」を「第三十八条から第三十八条の三まで」に改め、「県民税の所得割の額」との下に「附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十条第一項の規定による県民税の所得割の額」とを加え、「同項各号」を「附則第六条第一項各号」に改め、同項第四号中「同条第一項」の下に「及び第二項第一号」を加え、「同条第二項中」を「同項中」に改め、「同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十条第一項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同条第二項第二号」を「同項第二号」に改め、同項第五号を削る。

附則第十条の二第一項中「附則第十一条第二項」を「附則第十一条」に、「附則第十条の三」を「附則第十条の三第一項」に改め、同項第一号中「百分の一・三」を「百分の一・六」に改め、同項第二号イを次のように改める。

イ 三十二万円

附則第十条の二第二項第二号ロ中「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第三項中「第三十七条の九の二又は第三十七条の九の三」を「又は第三十七条の九の二から第三十七条の九の四まで」に改める。

附則第十条の二の二中「第三十一条の二第二項第九号から第十四号まで」を「第三十一条の二第二項第十一号から第十六号まで」に改める。

附則第十条の三第一号中「百分の一・三」を「百分の一・六」に改め、同条第二号イを次のように改める。

イ 九十六万円

附則第十条の三第二号口中「百分の一・六」を「百分の二」に改める。

附則第十一条第一項中「第三項において準用する附則第十条第二項第二号」を「第三項第二号」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の三」を「百分の三・六」に改め、同条第二項中「百分の三」を「百分の三・六」に、「あるのは」を「あるのは、」に、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 第一項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 県民税の所得割の課税標準の計算上その例によるものとされる所得税法第六十九条の規定の適用については、租税特別措置法第三十二条第四項によつて準用される同法第三十一条第三項第二号の規定により適用されるところによる。

二 第三十六条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」とする。

三 第三十八条から第三十八条の三まで、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項の規定の適用については、第三十八条から第三十八条の三までの規定中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項各号中「課税総所得金額」とあるのは「課税総所得金額及び附則第十一条第一項に規定する課税短期譲渡所得金額の合計額」とする。

四 附則第四条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条第一項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」と、同項第二号中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

附則第十一条の二第二項中「租税特別措置法第三十七条の十第二項に規定する株式等

(以下この項において「株式等」という。)の譲渡(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この項、次条第一項及び附則第十一条の二の三第一項において同じ。)をした場合には、当該株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得(租税特別措置法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。次項及び第三項において「株式等に係る譲渡所得等」という。)を「租税特別措置法第三十七条の十第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等を有する場合には、当該株式等に係る譲渡所得等」に、「の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得」を「に係る譲渡所得等」に、「以下の項及び第五項並びに」を「当該県民税の所得割の納税義務者が特定株式等譲渡所得金額に係る所得を有する場合には、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額(法第三十二条第十五項の規定により同条第十四項の規定の適用を受けないものを除く。)を除外して算定するものとする。以下この項及び」に、「第七項第二号」を「第四項第二号」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項中「除く。」の下に「その他令附則第十八条第四項で定める事由により交付を受ける同項で定める金額」を加え、「は、株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、前項」を「及び租税特別措置法第三十七条の十第四項に規定する支払われる金額(同項の規定により同条第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金額に相当する部分に限る。)」は、前項に規定する株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなして、同項」に改め、同条第三項を削り、同条第四項中「第二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項及び第六項を削り、同条第七項第三号中「第三十八条の二、第三十八条の三及び附則第六条第一項」を「第三十八条から第三十八条の三まで、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項」に、「これら」を「第三十八条から第三十八条の三まで」に改め、「県民税の所得割の額」との下に「、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二第一項の規定による県民税の所得割の額」とを加え、「第三十八条の三中「同条第十五項」とあるのは「附則第十一条

の二第六項」と、同項各号」を「附則第六条第一項各号」に改め、同項第四号中「同条

第一項」の下に「及び第二項第一号」を加え、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二第一項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項第二号」を「同項第二号」に改め、同項第五号を削り、同項を同条第四項とする。

附則第十一条の二の二中「同条第一項各号」を「同項各号」に改め、「発生したことは当該特定管理株式の譲渡」の下に「(証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第二条第二十項に規定する有価証券先物取引の方法により行うものを除く。以下この条及び次条第一項において同じ。)」を加える。

附則第十一条の二の三第一項中「同条第七項第二号」を「同条第四項第二号」に、「百分の一」を「百分の一・二」に改め、同条第二項中「附則第十一条の二第七項」を「附則第十一条の二第四項」に改める。

附則第十一条の二の四第一項中「令」の下に「附則第十八条の五第一項」を加え、同条第二項中「損失の金額として令」の下に「附則第十八条の五第二項」を加え、「控除しきれない部分の金額として令」を「控除することができない部分の金額として令附則第十八条の五第三項」に改め、同条第三項中「第六項」を「第三項」に、「その適用後の金額。」と、「を」を「その適用後の金額とし、」と、「に改める。

附則第十一条の二の五第三項中「第六項」を「第三項」に、「その適用後の金額。」と、「を」を「その適用後の金額とし、」と、「に改める。

附則第十一条の二の六第二項を次のように改める。

2 前項の場合において、第四十六条の十九第二項の規定の適用については、同項中「百分の五」とあるのは、「百分の三」とする。

附則第十一条の二の七第一項中「政令」を「令附則第十八条の七第一項」に改め、「規定により」の下に「読み替えて」を加え、「百分の一・六」を「百分の二」に改め、同条第二項第三号中「第三十八条の二、第三十八条の三及び附則第六条第一項」を「第三十八条から第三十八条の三まで、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項」に、「これら」を「第三十八条から第三十八条の三まで」に改め、「県民税の所得割の額」との下に「、附則第六条第一項及び附則第六条の四第一項中「所得割の額」とあ

るのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の七第一項の規定による県民税の所得割の額」とを加え、「同項各号」を「附則第六条第一項各号」に改め、同条第四号中「同条第一項」の下に「及び第二項第一号」を加え、「所得割の額及び」を「所得割の額並びに」に、「同項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二の七第一項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同条第二項第二号」を「同項第二号」に改め、同項第五号を削る。

附則第十一条の二の八第一項中「令」の下に「附則第十八条の七の二第一項」を加え、同条第二項中「損失の金額として令」の下に「附則第十八条の七の二第二項」を加え、「控除しきれない部分の金額として令」を「控除することができない部分の金額として令附則第十八条の七の二第三項」に改める。

附則第十一条の二の九を附則第十一条の二の十とし、附則第十一条の二の八の次に次の一条を加える。

(条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の県民税の課税の特例)

第十一条の二の九 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。)(第三条の二の二第四項に規定する条約適用利子等については、第三十五条及び第三十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同項に規定する条約適用利子等の額(以下この項において「条約適用利子等の額」という。))に対し、条約適用利子等の額(次項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の五の税率から同法第三条の二の二第一項に規定する限度税率(第三項において「限度税率」という。))を控除して得た率に五分の二を乗じて得た率(当該納税義務者が同条第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の二の税率)を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。

2 前項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十六条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十一条の二の九第一項に規定する条約適用利子等の額」とする。

二 第三十八条の二、第三十八条の三及び附則第六条第一項の規定の適用については、第三十八条の二及び第三十八条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

三 附則第四条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二の九第一項に規定する条約適用利子等の額」と、同条第二項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

四 附則第十九条第二項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは、「除く。」の額並びに附則第十一条の二の九第一項の規定による県民税の所得割の額」とする。

3 所得割の納税義務者が支払を受けるべき租税条約実施特例法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等(次項において「条約適用配当等」という。)については、第三十五条及び第三十七条の規定にかかわらず、他の所得と区分し、その前年中の同法第三条の二の二第六項に規定する条約適用配当等の額(以下この項において「条約適用配当等の額」という。)に対し、条約適用配当等の額(第五項第一号の規定により読み替えられた第三十六条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に百分の五(平成二十年三月三十一日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の三)の税率から限度税率を控除して得た率に百分の三十二(同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の一)を乗じて得た率(当該納税義務者が同法第三条の二の二第三項の規定の適用を受ける場合には、百分の一・六(同日までに支払を受けるべきものにあつては、百分の一)の税率)を乗じて計算した金額に相当する県民税の所得割を課する。

4 前項の規定は、条約適用配当等に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の法第四十五条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において県民税

の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。)に前項の規定の適用を受けようとする旨の記載があるとき(これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。)に限り、適用する。

5 第三項の規定の適用がある場合には、次に定めるところによる。

一 第三十六条の規定の適用については、同条中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額、附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等の額」とする。

二 第三十八条の二、第三十八条の三及び附則第六条第一項の規定の適用については、第三十八条の二及び第三十八条の三中「所得割の額」とあるのは「所得割の額及び附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額」と、附則第六条第一項中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額」とする。

三 附則第四条の二の規定の適用については、同条第一項及び第二項第一号中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等の額」と、同条第二項中「適用した場合の所得割の額」とあるのは「適用した場合の所得割の額並びに附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額」とする。

四 附則第十九条第二項の規定の適用については、同項中「除く。」の額」とあるのは、「除く。」の額並びに附則第十一条の二の九第三項の規定による県民税の所得割の額」とする。

6 租税条約実施特例法第三条の二の二第一項の規定の適用がある場合(第三項の規定の適用がある場合を除く。)における第三十八条の三の規定の適用については、同条中「又は同条第十五項」とあるのは「若しくは附則第十一条の二の九第三項に規定する条約適用配当等(以下「条約適用配当等」という。)に係る所得が生じた年の翌年の四月一日の属する年度分の法第四十五条の二第一項の規定による申告書(その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時まで提出されたもの及びその時まで提出された法第四十五条の三第一項の確定申告書を含む。)に

この条の規定の適用を受けようとする旨及び当該条約適用配当等に係る所得の明細に関する事項の記載がある場合(これらの申告書にこれらの記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。)であつて、当該条約適用配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた条約適用配当等の額について租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号)第三条の二の二第一項の規定及び法第二章第一節第五款の規定により配当割額を課されたとき、又は法第三十二条第十五項とする。
 附則第十九条を削る。
 別表を削る。

第二条 広島県税条例の一部を次のように改正する。

附則第十一条の二の九第一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四十四年法律第四十六号。以下「租税条約実施特例法」という。)」を「租税条約実施特例法」に改め、同条第二項第二号中「第三十八條の二、第三十八條の三及び附則第六條第一項」を「第三十八條から第三十八條の三まで、附則第六條第一項及び附則第六條の四第一項」に、「第三十八條の二及び第三十八條の三」を「第三十八條から第三十八條の三までの規定」に、「附則第六條第一項」を「附則第六條第一項及び附則第六條の四第一項」に改め、同項第四号を削り、同条第三項中「百分の三十二(同日までに支払を受けるべきものにあつては、三分の一)」を「五分の二」に、「百分の一・六」を「百分の二」に、「百分の一」を「百分の一・二」に改め、同条第五項第二号中「第三十八條の二、第三十八條の三及び附則第六條第一項」を「第三十八條から第三十八條の三まで、附則第六條第一項及び附則第六條の四第一項」に、「第三十八條の二及び第三十八條の三」を「第三十八條から第三十八條の三までの規定」に、「附則第六條第一項」を「附則第六條第一項及び附則第六條の四第一項」に改め、同項第四号を削る。
 附則第十一条の二の十を次のように改める。

(法人の事業税の税率の特例)

第十一条の二の十 租税特別措置法第六十八條第一項の規定に該当する法人の同項の規

定に該当する各事業年度に係る所得割については、第五十条第一項第二号中

各事業年度の所得のうち年四百万円を超える金額及び清算所得		百分の六・六
各事業年度の所得のうち年四百万円以下を超え年十億円以下の金額及び清算所得		百分の六
各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額		百分の七

と、同条第四項第二号イ中「百分の六・六」とあるのは「百分の六・六(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の七・九)」とする。
 附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中第六條第四項及び第五十三條第一項の改正規定、附則第十一条の九を附則第十一条の二の十とする改正規定並びに附則第十一条の二の八の次に一条を加える改正規定 公布の日
- 二 第一条中第四十三條の四及び附則第七條の改正規定、附則第十一条の二第二項の改正規定(「除く。」の下に「その他令附則第十八條第四項で定める事由により交付を受ける同項で定める金額」を加える部分に限る。)並びに別表を削る改正規定並びに次条第二項の規定 平成十九年一月一日
- 三 第一条中第三十六條の改正規定並びに次条第三項及び第四項の規定 平成二十年一月一日
- 四 第一条中第三十八條の三の改正規定(「百分の三十二」を「五分の二」に改める部

分に限る。)及び附則第六条の二の改正規定、第二条中附則第十一条の二の九第三項の改正規定並びに次条第五項の規定 平成二十年四月一日

五 第一条中第十五条第一項第三号イ(1)の改正規定 道路運送法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十号) 附則第一条に規定する政令で定める日

(県民税に関する経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の広島県税条例(以下「新条例」という。)第三十七條第一項及び第三十八條並びに附則第六條第一項、附則第十條第一項、附則第十條の二第一項、附則第十條の三、附則第十一條第一項及び第二項、附則第十一條の二第一項、附則第十一條の二の三第一項並びに附則第十一條の二の七第一項の規定は、平成十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十八年度分までの個人の県民税については、第六項に定めるものを除き、なお従前の例による。

2 新条例の規定中分離課税に係る所得割(新条例第四十三條の二の規定によって課する所得割をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。)に関する部分は、平成十九年一月一日以後に支払うべき退職手当等(新条例第四十三條の二に規定する退職手当等をいう。以下この項において同じ。)に係る分離課税に係る所得割について適用し、同日前に支払うべき退職手当等に係る分離課税に係る所得割については、なお従前の例による。

3 新条例第三十六條の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

4 所得割の納税義務者が、平成十九年以後の各年において、地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第七号) 附則第五條第五項第一号に規定する旧長期損害保険料を支払った場合には、新条例第三十六條の規定により控除すべき地震保険料控除額は、同条の規定にかかわらず、同項各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額として、同条の規定を適用する。

5 新条例第三十八條の三及び第二条の規定による改正後の広島県税条例附則第十一条の二の九第三項の規定は、平成二十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

6 新条例第四十三條第一項第一号の規定は、平成十九年度において賦課決定をされた個人の県民税に係る徴収取扱費から適用し、平成十八年度以前の年度分の個人の県民税(同年度以前において賦課決定をされたものに限る。)に係る徴収取扱費については、なお従前の例による。

第三条 平成十九年度分の個人の県民税に限り、当該県民税の所得割の納税義務者のうち、当該納税義務者の同年度分の個人の県民税に係る新条例第三十七條第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額の合計額(以下この項において「合計課税所得金額」という。)が、新条例第三十八條第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超え、かつ、当該納税義務者の平成二十年度分の個人の県民税に係る合計課税所得金額、新条例附則第十條第一項に規定する課税長期譲渡所得金額、新条例附則第十一條第一項に規定する課税短期譲渡所得金額、新条例附則第十一條の二第一項に規定する株式等に係る課税譲渡所得等の金額及び新条例附則第十一條の二の七第一項に規定する先物取引に係る課税雑所得等の金額並びに新条例附則第十一條の二の九第一項に規定する条約適用利子の額(同条第二項第一号の規定により読み替えて適用される新条例第三十六條の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)及び同条第三項に規定する条約適用配当等の額(同条第五項第一号の規定により読み替えて適用される新条例第三十六條の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)の合計額が、新条例第三十八條第一号イ又は第二号イに掲げる金額を超えないものについては、第一号に掲げる金額から第二号に掲げる金額を控除して得た金額(地方税法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第七号) 附則第十二條第一項第一号に掲げる金額が同項第二号に掲げる金額に満たない場合においては、当該控除して得た金額から同号に掲げる金額から同項第一号に掲げる金額を控除した金額を差し引いた金額(当該金額が零を下回る場合には、零とする。))を、新条例中所得割に関する部分(新条例第三十八條の三の規定を除く。)を適用した場合における当該納税義務者の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額から減額する。

一 当該納税義務者の平成十九年度分の新条例第三十七條の規定による所得割の額から新条例第三十八條の規定による控除額を控除した金額

二 当該納税義務者の平成十九年度分の個人の県民税に係る新条例第三十七条第二項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額又は課税山林所得金額につき第一条の規定による改正前の広島県税条例第三十七条第一項の規定を適用して計算した所得割の額

2 広島県税条例の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第四十一号)附則第二条第五項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「零とする。」とあるのは「零とする。」の三分の二に相当する金額」と、「新条例中所得割に関する部分(新条例第三十八条の三の規定を除く。)を適用した場合における当該納税義務者の所得割(分離課税に係る所得割を除く。)の額」とあるのは「広島県税条例の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第四十一号)附則第二条第五項の規定による所得割の額」とする。

3 第一項の規定は、同項に規定する県民税の所得割の納税義務者から、平成二十年七月一日から同月三十一日(同月一日以後において同項の規定の適用を受けることとなつた者については、当該適用を受けることとなつた日から一月を経過した日の前日)までの間に、市町長に対して、地方税法施行規則で定めるところにより、同項の規定の適用を受けようとする旨の申告がされた場合限り、適用する。

(事業税に関する経過措置)

第四条 新条例第五十条第一項第一号ハ、第二号及び第三号並びに第二項の規定、同条第三項の規定並びに同条第四項第一号ハ及びニ、第二号並びに第三号の規定並びに第二条の規定による改正後の広島県税条例附則第十一条の二の規定は、平成十九年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後に開始する計算期間に係る法人の事業税並びに同日以後の解散による清算所得に対する事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前に開始した計算期間に係る法人の事業税並びに同日前の解散による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十八号

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例の一部を改正する条例

第三条の見出し中「署名検証者」を「署名検証者等」に改め、同条第一項中「署名検証者をいう。」の下に「又は団体署名検証者(同条第六項に規定する団体署名検証者をいう。)」を加える。

附 則

この条例は、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律(平成十八年法律第四十四号)附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

広島県立大野寮設置及び管理条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第三十九号

広島県立大野寮設置及び管理条例等の一部を改正する条例

(広島県立大野寮設置及び管理条例の一部改正)

第一条 広島県立大野寮設置及び管理条例(昭和三十九年広島県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

別表四の項を次のように改める。

四 食料その他の特定費用	実費を基準として指定管理者が知事の承認を得て定める額
--------------	----------------------------

(広島県立身体障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例の一部改正)

第二条 広島県立身体障害者リハビリテーションセンター設置及び管理条例(昭和五十二年広島県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第一七の項を次のように改める。

七 食料料その他の特 定費用	実費を基準として指定管理者が知事の承認を得て定める額
-------------------	----------------------------

(広島県立福山若草園設置及び管理条例の一部改正)

第三条 広島県立福山若草園設置及び管理条例(昭和五十三年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一四の項を次のように改める。

四 食料料その他の特 定費用	実費を基準として指定管理者が知事の承認を得て定める額
-------------------	----------------------------

(広島県立心身障害者コロナー設置及び管理条例の一部改正)

第四条 広島県立心身障害者コロナー設置及び管理条例(昭和五十六年広島県条例第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一六の項を次のように改める。

六 食料料その他の特 定費用	実費を基準として指定管理者が知事の承認を得て定める額
-------------------	----------------------------

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、広島県立広島国際協力センター設置及び管理条例等の一部を改正する条例(平成十七年広島県条例第二十号)附則第一項に規定する各規定につき規則で定める同条例第四条の規定の施行の日から施行する。

(障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

2 障害者自立支援法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例(平成十八年広島県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第四条のうち、広島県立大野寮設置及び管理条例別表の改正規定中

三 食料料その他の特 定費用	実費を基準として知事が定める額
-------------------	-----------------

を

三 食料料その他の特 定費用	実費を基準として指定管理者が知事の承認を得て定める額
-------------------	----------------------------

に改める。

広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十号

広島県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

広島県建築基準法施行条例(昭和四十七年広島県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第二項第三号中「第十二条第二項」を「第十三条第二項」に改める。

附則

この条例は、宅地造成等規制法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第三十号)附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十一号

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例の一部を改正する条例

広島県教育委員会の事務を市町が処理する特例を定める条例(平成十二年広島県条例第十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の二の表の第一号中(17)を(22)とし、(16)の次に次のように加える。

- (17) 法第二百二十五条第一項の規定による現状変更等の許可
- (18) 法第二百二十五条第三項の規定において準用する法第四十三条第三項の規定による指示

(19) 法第二百二十五条第三項の規定において準用する法第四十三条第四項の規定による行為の停止命令又は許可の取消し

(20) 法第三百十条の規定による調査

(21) 法第三百十一条第一項の規定による調査のため必要な措置の施行

第一条の二の表の第一号中「及び東広島市」を「東広島市及び北広島町(17)から(21)までに掲げるものについては北広島町に限る。」に改め、同表の第二号中「及び(9)」を「(9)及び(19)」に、「及び東広島市」を「東広島市及び北広島町(前号(19)に係るものについては北広島町に限る。)」に改める。

附則

この条例は、平成十八年十月一日から施行する。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十二号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和五十九年広島県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第二十二号第四号」を「第二十二号第五号」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月六日

広島県条例第四十三号

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例の一部を改正する条例

「減らそう犯罪」ひろしま安全なまちづくり推進条例(平成十四年広島県条例第四十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「学校等における幼児、児童、生徒等の安全の確保等(第十一条・第十二条)」を「子どもの安全確保(第十一条―第十五条)」に、「(第十三条―第十六条)」を「(第十六条―第十九条)」に、「(第十七条―第十九条)」を「(第二十条―第二十二条)」に、「(第二十条―第二十二条)」を「(第二十三条―第二十五条)」に、「(第二十三条)」を「(第二十六条)」に改める。

第三条第一項中「努める」の下に「とともに、相互の理解と協力の下に、地域の安全確保のための自主的な活動に努める」を加え、同条に次の一項を加える。

3 県民は、県がこの条例に基づき実施する犯罪の起りにくいまちづくりを推進するための取組に協力するよう努めるものとする。

第四条中「店舗等」の下に「(以下「事業所等」という。)」を加え、同条に次の二項を加える。

2 事業者は、地域社会の一員として、地域の安全確保のための自主的な活動に努めるものとする。

3 事業者は、県がこの条例に基づき実施する犯罪の起りにくいまちづくりを推進するための取組に協力するよう努めるものとする。

第二十三条中「第十四条又は第十八条」を「第十二条、第十七条又は第二十一条」に改め、同条を第二十六条とする。

第二十二条を第二十五条とし、第十三条から第二十一条までを三条ずつ繰り下げる。第四章を次のように改める。

第四章 子どもの安全確保

(子どもの安全確保)

第十一条 県は、子どもを犯罪の被害から守るため、市町、県民、事業者等と協力して、

子どもの安全確保に努めるものとする。

(指針の策定)

第十二条 県は、子どもの安全を確保するための防犯上の指針を定めるものとする。

(安全教育の充実)

第十三条 県は、学校又は児童福祉施設等(以下「学校等」という。)を設置し、又は管理する者、子どもの保護者、地域住民、民間の関係団体及び関係機関と連携して、子どもに対し、犯罪の被害に遭わないようにするための教育及び犯罪を起ささないようにするための教育が充実するよう努めるものとする。

(学校等における安全の確保)

第十四条 学校等を設置し、又は管理する者は、第十二条の指針に基づき、当該学校等の施設内における子どもの安全を確保するよう努めるものとする。

2 学校等の管理者は、その所在地を管轄する警察署その他の関係機関、子どもの保護者、地域住民及び民間の関係団体の参加を求めて、当該学校等における安全対策を推進するための体制の整備に努めるものとする。

(通学路等における安全の確保)

第十五条 学校等の管理者、子どもの保護者、地域住民及び警察署長は、子どもが通学、通園等の用に供している道路及び利用する公園、広場等(以下この条において「通学路等」という。)を設置し、又は管理する者、事業者、民間の関係団体並びに関係機関と連携して、第十二条の指針に基づき、当該通学路等における子どもの安全を確保するよう努めるものとする。

2 通学路等及び子どもが利用する事業所等を設置し、又は管理する者並びに子どもが利用する交通機関を所有し、又は管理する者は、第十二条の指針に基づき、当該通学路等、事業所等及び交通機関における子どもの安全を確保するよう努めるものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

広島県立因島フラワーセンター設置及び管理条例を廃止する条例をここに公布する。
平成十八年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十四号

広島県立因島フラワーセンター設置及び管理条例を廃止する条例

広島県立因島フラワーセンター設置及び管理条例(平成二年広島県条例第四号)は、廃止する。

附則

この条例は、平成十八年九月一日から施行する。

広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十八年七月六日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第四十五号

広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例等の一部を改正する条例

(広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部改正)

第一条 広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例(昭和五十七年広島県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「七十人」を「六十六人」に改める。

第二条中「並びに第二百七十一条第二項」を削り、同条の表中

呉市	呉市の区域	五人
竹原市	竹原市の区域	一人
三原市	三原市の区域	二人
尾道市	尾道市の区域	二人
因島市	因島市の区域	一人

を

府中市	沼隈郡	福山市及び沼隈郡の区域	一人	十人
-----	-----	-------------	----	----

呉市	竹原郡	呉市の区域	六人	
豊田郡	豊田郡	竹原市及び豊田郡の区域	一人	
三原郡	三原郡	三原市及び世羅郡の区域	三人	
尾道市	尾道市	尾道市の区域	四人	
福山市	福山市	福山市の区域	一人	
府中市	府中市及び神石郡の区域		一人	

東広島市	東広島市の区域	二人	
廿日市市	廿日市市の区域	一人	
安芸郡	安芸郡の区域	四人	

東広島市	東広島市の区域	四人	
廿日市市	廿日市市の区域	二人	
安芸高田市	安芸高田市の区域	一人	
江田島市	江田島市の区域	一人	
安芸郡	安芸郡の区域	三人	

に改め、

を

に、

同表佐伯郡の項、高田郡の項、賀茂郡の項、豊田郡の項、御調郡の項、世羅郡の項、深安郡の項、神石郡の項、甲奴郡の項、双三郡の項及び比婆郡の項を削る。
 (広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)
 第二条 広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の一部を改正する条例(平成十四年広島県条例第五十二号)の一部を次のよう

に改正する。

附則第二項を削り、附則第一項の項番号を削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、次の一般選挙から施行する。ただし、次項の規定は、この条例の公布の際現に在任する広島県議会の議員の任期が終わる日の翌日から施行する。

(市町村合併に伴う広島県議会議員の選挙区の特例に関する条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 呉市と安芸郡下蒲刈町の合併に伴う広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の特例に関する条例(平成十四年広島県条例第四十二号)

二 福山市と苜品郡新市町の合併に伴う広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の特例に関する条例(平成十四年広島県条例第四十三号)

三 廿日市市と佐伯郡佐伯町及び同郡吉和村の合併に伴う広島県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例の特例に関する条例(平成十四年広島県条例第四十四号)

四 市町村の合併に伴う広島県議会議員の選挙区の特例に関する条例(平成十五年広島県条例第五十七号)